

教育委員会議会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開していません。

.....

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和4年8月教育委員会会議：定例会

期 日 令和4年8月17日（水）開会 午後2時00分
閉会 午後3時00分

会 場 中央公民館学習室1

出席委員 圓城寺一雄 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者
菅谷 義範 委員 小菅 広計 委員
熊倉 夏子 委員

傍聴者 3名

出席職員 教 育 長 圓城寺一雄(再掲) 教 育 部 長 曾山 澄雄
教育総務課長 菊間 明美 学 務 課 長 澤田 法義
指 導 課 長 松丸 晴久 教育センター所長 田中 雅明
社会教育課長 舎人 樹央 文 化 課 長 猪股 佳二
教育総務課企画財務班長 平野 昌彦
事 務 局 教育総務課教育総務班長 山田 智之 教育総務課教育総務班 千々岩和代

〈 会議概要 〉

- 1 教育長開会宣言
- 2 報告事項

① 教育長より7月教育委員会議の報告と併せて伝える。

6月27日開催の教頭会議、7月8日開催の千葉県市町村教育委員会連絡協議会幹事会、それから、佐倉市いじめ防止子供サミット、部活動の地域移行、令和4年度第5回全国中学生野球大会について5点の報告。

1点目、6月27日に開催した教頭会議で話した内容について、校長の経営方針を踏まえ、学校教育目標の達成に向けて教頭として学校教育目標と日々の教育活動をつなげていくことに力を注いでほしいとお願いした。具体的には、目指す学校の姿をどれだけ分かりやすく、そして、どれだけ具

体的に教職員や保護者に語るができるかが重要であるということ。教職員の経験年数や経験値は様々で、若手教員が急増している現状を踏まえると、どのような状況になったら理想に近づいた、あるいは近づいていると言えるのか。近づくために何をしたらよいかを丁寧に伝えていくことが大切であるということをお話した。

2点目、7月8日に開催された千葉県市町村教育委員会連絡協議会では、毎年、千葉県教育委員会教育長に要望書を提出している。当日は、県内各地区から提出された要望書の取りまとめを行った。内容は、教育予算及び人事に関する要望である。

3点目、今年で8回目となる佐倉市いじめ防止子供サミットを8月5日にオンラインで開催した。「コロナ禍のいじめや人間関係づくり」というテーマに沿った積極的な意見交換が行われ、グループごとにいじめ防止に向けたスローガンを発表した。

4点目、部活動の地域移行については、7月21日に県教育委員会から、各市町村教育委員会の担当者に中学校運動部活動の休日地域移行についての方針が説明された。令和5年度に市内1部活動、令和6年度に各学校1部活動、令和7年度に全部活動を地域移行するというものである。今後については、現在検討中であるが、今年度中に地域移行を推進するための組織を立ち上げて検討を進めていく予定である。

5点目、8月6日から9日まで岩手県で開催された令和4年度第5回全国中学生野球大会についてである。佐倉市内の中学校8校から選抜された18名で編成する佐倉選抜チームが6試合を勝ち抜き、見事全国優勝を勝ち取った。出場チーム数は、37チーム。佐倉選抜チームは、各中学校に在籍する軟式野球部員から選抜したチームである。

② 新型コロナウイルス感染症に係る対応について【教育部長】

前回7月20日の教育委員会会議から昨日8月16日までの感染状況等について、教職員の感染者数は25名だった。同期間の小中学校児童生徒の感染者数は、児童346名、生徒162名の合計508名だった。6月の教育委員会会議から前回7月の会議までの期間の児童生徒の感染者数は277名だったので、比較すると、約1か月間で231名増加していることになる。

臨時休校、学級閉鎖はなかった。学年閉鎖については、寺崎小学校3学年において、夏季休業前日の7月20日、1日のみ実施した。

③ 令和5年度使用教科用図書採択について【学務課長】

令和5年度使用教科用図書については、7月の定例教育委員会会議で採択をいただき、結果を印旛採択地区協議会事務局に報告した。印旛採択地区協議会長から、印旛採択地区内全ての市町村教育委員会が同一の教科書を採択した旨の連絡があった。教科用図書の採択結果等については、本日の教育委員会会議以降、準備が整い次第、速やかに公開する。

④ 佐倉市スクールガード<アイアイプロジェクト>フォーラムについて

【学務課長】

7月29日、佐倉中央公民館におきまして、第15回スクールガードフォ

ーラムを予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から紙面開催に変更した。内容については、別紙の資料を参加者に配布し、「登下校における地域の安全対策～子供たちの安全確保のためにできること～」というテーマに沿って意見を記入していただき、学校を通して提出する手順となっている。それらの意見を学務課で取りまとめ、まとめた資料をスクールガードボランティア、保護者、学校職員参加者へ配布し、今後の活動に活用することとなっている。取りまとめた資料の配布は、9月中旬を予定している。

アイアイプロジェクトは、スクールガードボランティアと保護者、学校関係者の連携が重要であり、皆の支援を得て、本事業が進められている。今年度は紙面開催となったが、スクールガードフォーラムを通して、今後のアイアイプロジェクト活動を一層充実させていけるよう尽力していく。

⑤ 佐倉市民文化祭について【文化課長】

令和2年、3年度の佐倉市民文化祭は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から開催していない。今年度は、会場となる各施設の感染症対策に従い、令和4年9月24日土曜日から11月30日水曜日に開催する。例年実施しているオープニング行事は、感染症対策として実施しない。そのため、事業委託料は、当初見込みより3万円減額している。主催事業は、23会場21団体で行い、協賛事業は1会場1団体で行う。

市民の方々には佐倉市ホームページ、公共施設のポスター掲示、チラシの配置で知らせている。

⑥ いじめの件数について【指導課長】

7月末現在のいじめの状況について、認知件数は282件、今月の新たな認知件数は、小学校21件、中学校3件、合計24件。いじめの案件については、一旦落ち着いたとしても、その後の子どもたちの様子を十分観察して配慮することが極めて重要だと考えている。9月以降、引き続き子どもたちの小さな変化を見逃さず、見守り等、組織的に行うことを大切に指導していく。

⑦ 感染状況について【指導課長】

感染症についての報告は特になし。引き続き緊張感を持って感染症予防対策の推進に努めていく。

《委員から報告》

感染症の追加である。第32週8月8日から8月14日。前の週の31週、8月1日から8月7日まで感染性胃腸炎が印旛郡内105件、定点当たり6.56人だったが、先週は1.44まで下がった。増えていた手足口病も、下がり、32週、先週55名の発生で、定点当たり3.44、その前の週が103人で、定点当たり6.44だった。学校が終わる前の第30週、143人で、定点当たり9人いたので、夏休みの期間どんどん下がり、先週が3.44まで定点当たり下がってきた。新規の感染症は、特になし。

新型コロナウイルス感染症について、8月8日から8月14日、先週の第32週、印旛市郡医師会内での検査数が2,604件、陽性者数が1,291件なので、陽性率が49.6%になった。検査の中で半数が陽性ということである。これに検査をしていなくてみなし陽性、これは今一応陽性者としてカウントしていいということになっているが、これを足して54人いるので、全部足すと、検査数は変わらないのだが、発生数は1,345で、50%を超えたので、大体そんな状況だということである。引き続き気をつけないといけない。これは、市郡の医師会に報告された件数なので、例えば自分でやって登録センターに入れた数を見ると、5,134件になっており、この倍以上になって、かなりの件数で3倍ぐらいになっているので、陽性率としては大体50%ぐらいだが、患者数としては、医師会に報告された以上の患者数が出ている状況で、引き続き気をつけていただきたいと思う。4回目の接種があまり進んでいないのだが、4回目を接種しても感染を起こす危険がある。これは、ウイルス株の変異によるものだろうと思うので、打って意味がないということではなくて、打って重症化を抑えるという意味では、4回目も打ったほうが良いと思う。最近の傾向としては、高齢者の死亡や重症化も増えている。今までは若い人の中の流行が、関心が向けられていたのだが、これだけ感染者数が増えてしまい、高齢者自体も甘くなくなっている所以、十分注意をしていただきたい。

今学校が休みなので、学校でのということはないが、家庭内感染がかなり増えているというか、最近の傾向として家庭内感染なのである。夏休み期間中に家庭内で感染するというケースがかなり多くなると思う。今感染してしまえば、新学期始まる前までは全て待機期間が終わるのだが、お盆休みで、これで人出がかなり増えているので、これから先どのくらい発生するか分からないので、新学期に向けてより一層の、もし各家庭に注意伝達ができるのであれば、やったほうが万全だと思う。何かの連絡手段を使って感染の予防を徹底していただくように通達を出していただくと、今後の感染の発生をある程度抑えられるのではないかと思います。

3 議決事項

議案第1号 令和4年度佐倉市教育費8月補正予算（教育委員会所管分）について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：資料1ページ、8月補正予算（教育委員会所管分）の総括、教育委員会所管に係る歳入予算については、131万1,000円の増額、歳出予算については1億1,362万5,000円の増額。

内容について資料の3ページから6ページまで、学校や図書館、公民館等各施設の光熱水費の増額を計上している。電気、ガス料の高騰による予算不足が懸念されるため、市全体で予算の精査を行った。値上げの現状を踏まえ、再度、電気、ガス料を算定し、予算の不足想定額を増額計上するものである。

主な補正事業について資料3ページ、9款教育費、1項教育総務費、3

目教育研究指導費、3、教育課題研究事業7万円の増額については、心のバリアフリー教育推進校の印南小学校による障害疑似体験等を行う事業に要する講師謝礼、事業用消耗品を計上するものである。

資料4ページ、5項社会教育費、1目社会教育総務費、10、(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設整備事業177万7,000円の増額については、新佐倉図書館の敷地西側、旧印旛市庁跡地の擁壁基礎が隣地3件の土地内に定着して残っているので、将来これを撤去する際の費用相当額として補償金を計上するものである。内容について、隣地3件から同意をいただいている。

資料5ページ、5項社会教育費、3目公民館費、20根郷公民館コロナ対策施設改修事業127万8,000円の増額については、施設内の環境を向上するため、網戸の設置などを行う費用を計上するものである。4目図書館費、2、図書館一般事務費139万4,000円の増額については、3月からの新佐倉図書館の業務開始に伴い、図書整備員配置に係る費用等を追加計上するものである。

資料6ページ、6項保健体育費、1目保健体育総務費、14、抗原検査キット等配布事業(幼稚園分)5万7,000円の増額については、幼稚園へ新型コロナウイルス感染症対策用として消毒用品の費用を計上するものである。

歳入予算について、資料2ページ、16款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金119万3,000円の増額については、歳出で説明をした根郷公民館コロナ対策施設改修事業で活用する国の交付金、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を計上するものである。17款県支出金、2項県補助金、7目教育費県補助金11万8,000円の増額については、歳出で説明をした教育課題研究事業及び抗原検査キット等配布事業(幼稚園分)で活用する千葉県の補助金を計上するものである。

資料7ページ、債務負担行為の追加、旧佐倉図書館解体工事については、新佐倉図書館の開館後、速やかに現在の佐倉図書館を解体し、駐車場として整備を進めるため、令和4年度から令和5年度までの期間で、限度額8,127万円の債務負担行為を設定するものである。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

4ページの社会教育費、1目が社会教育総務費、21節、補償補てん及び賠償金177万7,000円、先ほど3件の家に対しての工事費用ということだが、工事費に含まれていなかったのか。予想ができていなかったのか。

【社会教育課長】

昨年8月補正において、発見されたものに対し撤去をして、今回の補正で上げたという経緯である。

【委員1名より】

予想ができていなかったのか。

【社会教育課長】

そのとおりである。

【委員1名より】

6 ページ、保健体育費、10 節需用費について、コロナ感染症対策用の消毒資材ということだったが、2 ページの歳入、16 款の国庫支出金と、17 款県支出金のところで、例えば 16 款の国庫支出金の新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金が 119 万 3,000 円、県支出金の保健体育費補助金 4 万 8,000 円があるが、これを使っての消毒資材ということ。119 万 3,000 円はどこへ振り分けられているか。

【教育総務課長】

国庫支出金のコロナウイルスの交付金について、この 119 万 3,000 円は、根郷公民館の換気用の施設改修の整備事業に充てている。

【委員1名より】

そうすると、それは 5 ページの第 14 節工事請負費に回っていったということか。

【教育総務課長】

5 ページの 20、根郷公民館コロナ対策施設改修事業に充当している。

【委員1名より】

そうすると、2 ページの県支出金の 4 万 8,000 円は、一応説明では抗原検査キット等配布事業になっているが、6 ページの保健体育費のほうの幼稚園の感染対策費、これはこっちに回ったということか。

【教育総務課長】

歳出予算事業名が抗原検査キット等配布事業となっているが、内容としては、消毒用の消耗品として 5 万 7,000 円支出するものに対しての充当の歳入予算になる。

【委員1名より】

そうすると、2 ページのほうの抗原検査キットは、予算、歳出で購入していないということか。

【教育総務課長】

今回の 8 月補正予算では、要求はしていない。ただし、前回の 6 月補正予算の中で、国の交付金を使って抗原検査のキットのほうは購入している。

【委員1名より】

検査キット 1 セット幾らぐらいか。

【教育部長】

6 月に佐倉幼稚園と弥富幼稚園、それぞれ 1 箱ずつ購入し、金額が 2 万 350 円。

【委員1名より】

我々が購入するとき 1 箱 10 セット。2 万円だと、1 セット 2,000 円かかっているのか。市で購入したのは 1 箱何人分か。

【教育部長】

25 人分である。大量に数を買うと、総額が上がるといった状況もあるかと思うが、それぞれの要件で別々で購入しているため、影響しているのか

もしれない。

【委員1名より】

今検査数不足で感染を広げてしまっているという批判が結構出ている。幼稚園で1箱ずつということは25人分しかないということなので、現実としてとても検査をしているという状況ではなさそうだが、もう少し各施設、多く購入するような方針にはなっていないのか。

【教育部長】

現在のところはない。今、幼稚園児の数も両幼稚園で合計して、26人前後であるということ。また、発熱をした場合は家庭で対応するという。購入している25人分の抗原検査キットについては、幼稚園でもし発熱した場合の対応で考えている。

【委員1名より】

今夏休みなので、そこまでの需要がない。例えば幼稚園だけに限らず、小中学校も同じような体制を取ればいいのだろうが、予算が足りないので、やむ得をないかなと思うが、予算確保ができれば、もう少し数を増やして学校内や幼稚園内でも怪しかったらチェックをしてというような体制が取れば一番良いと思う。予算の関係もあるため無理はできないかと思うが、少し検討してもらえればと思う。

《議決結果》

可決

議案第2号 佐倉市指定文化財の指定について

文化課長より上程議案の説明

内容：資料の1ページ、対象の文化財の種別は、史跡。名称は、臼井田宿内砦跡。所有者は佐倉市で、所管課は都市部公園緑地課である。所在地は、佐倉市臼井田字宿内796—1ほか36筆、都市公園である、宿内公園の範囲内である。

資料2ページ、本議案で扱う臼井田宿内砦跡は、令和4年7月3日に開催された令和4年度第1回文化財審議会にて佐倉市指定文化財として指定するにふさわしいと答申された。

資料3ページは指定理由書で、4ページは臼井田宿内砦跡の範囲と今回答申があった史跡指定範囲を示す図面である。

臼井田宿内砦跡は、戦国時代末期に臼井原氏の本城となった臼井城の支城として築かれた。大規模な土地区画整理、宅地造成が行われる前には、州崎、仲台、田久里、稻荷台の各砦が臼井城を取り巻く支城群を形成していたが、現在では臼井田宿内砦跡を残すのみとなった。現状は、土塁、空堀、曲輪の遺構が良好に残り、歴史を伝える都市公園として親しまれている。平成29年度から令和2年度に実施した部分的な発掘調査や地形測量によって、寺院の基壇の跡と想定される方形区画や中世の15世紀後半代の陶器、銭貨、陶磁器が発見された。砦跡の建物跡や陶磁器等の生活用品

は微小なので、非常時に立て籠もる砦だったことがうかがえる。砦跡の西に隣接する長源寺には元亀元年（1570年）に城主、原胤栄がその台地上にお寺を建立し、18世紀の火災で焼失後、台地から下った現在地に再建されたという伝承がある。今回の調査で、それが裏づけられた。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

文化財の管理、修理費用については、条例の第11条に書いてあるが、第11条を見ると、修理等が発生したときの補助は出ると書いてある。今回の史跡については佐倉市の所有なので、そういう問題ないが、個人の所有の場合の管理について、定期的な費用負担についての規定がないのか。

【文化課長】

文化財等は、指定文化財について経常管理、経常の復旧活動等について補助を用意、予算計上している。

【委員1名より】

条例中ではなく、ほかの条文があるのか。例えば管理規則とか。第11条については、書いていない。

【文化課長】

第11条の市指定文化財の修理、管理、その管理がそれに当たるということで、一部文化財等については、管理の費用につき補助を予算化、計上している。

【委員1名より】

そうすると、その管理の条件とか金額についての具体的な規定は、条例以外にどこかに書いてあるのか。

【文化課長】

管理については、例えば不動産的な。文化財を対象にしているものは今のところない。不動産的な文化財、例えば史跡等、そういうものの草刈りの費用をお手伝いさせていただく、あと高木の剪定、そういったものに対して補助金の形でお手伝いさせていただくという形をとっている。

【委員1名より】

それは、どこかに明示されているのか。それとも、申請の都度とか。具体的に記述がどこかにあるのかどうか。

【文化課長】

確かに条例等には細かいことは書いていない。補助金については、要綱で定めている。

【委員1名より】

その要綱は、どこにあるのか。

【文化課長】

今回の資料には、その要綱をこちら資料として用意していないが、必要に応じて管理団体、所有者、管理者に見せている。公開もしている。

【委員1名より】

一応あるということで承知した。教育委員会に請求すれば、そういうの

が見られるということか。

【文化課長】

市のホームページでも公開している。また、必要に応じて、文化課では数年おきに所有者、管理者の皆様にアンケート調査を実施している。そういったところで皆様の相談、心配事を把握している。

【委員1名より】

不動産しかないということで、動産については、例えば空調とか温度の管理が必要なものもないことはないだろうと思うが、そういうようなことまでは話はいつてないのか。

【文化課長】

過去の例で、例えばお堂、仏像を安置しているお堂等の換気設備の換気扇の相談や、消火器、防火設備等の補助をしたことはある。

【委員1名より】

それはスポット的な臨時的なものである。定期的ない、例えば常に空調が要るとか、そういうところの費用は考えていないでいいのか。

【文化課長】

現在のところ、そういった形の経常管理については補助を行っていない。

【委員1名より】

そうすると、具体的な文章になっているものはないということ。動産に関しては、文章になっているものはない。管理規則とか、そういう補助の対象の。不動産についてはないのか。

【文化課長】

補助金の要綱については、動産、不動産的な文化財に区別しているわけではない。

【委員1名より】

補助金ではなくて、定期は今ないわけである。動産については、定期の管理費についての文章というのはないということか。不動産はあるという話だったが、ホームページで公開しているってこと。

【文化課長】

補助金の要綱については、動産も不動産も特に区別して掲載していない。現状では動産的な文化財の経常管理について、特に支援はしていない。

【委員1名より】

通常の管理については、具体的な文章があるかどうか、さっきから聞いて、それに対してホームページに書いてあるというので、では、それ、不動産についてはそれを見ればいいのかということまで理解したのだが、今の説明では補助については書いてあるけれども、通常の管理については書いていないという話だったが、どういうことなのか。

【文化課長】

要綱等では分けて説明はしていない。動産的な文化財も、不動産的な文化財も要綱等では分けては説明していない。一般的文化財という形で説明している。ただ、現状で動産的な文化財について、経常的な管理についての補助は行っていないし、それを限定する形での記載はない。

【委員1名より】

動産は理解したが、不動産は、さっきあるという話ではなかったか。

【文化課長】

いいえ、特に具体例として史跡等が対象と今なっているので、史跡等の例えば草刈り等に対しては補助を行っているということである。

【委員1名より】

整理すると、管理についての具体的な記述はないが、補助については書いてあるという意味でいいのか。

【文化課長】

そうである。

【委員1名より】

管理については、もうこれは定期的に何か補助が出るということはないという理解でいくしかないということか。

【文化課長】

そのとおりである。

《議決結果》

可決

4 教育長閉会宣言